



鳥取県公報

平成18年 2月28日(火)
第 7 7 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (106) (西部総合事務所県民局) 1
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (107) (日野総合事務所福祉保健局) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (108) (協働推進室) 2
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る 選挙人名簿の縦覧 (109) (景観まちづくり課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (110) (耕地課) 3
	都市計画法第66条による告示 (111) (道路建設課) 3
公 告	土地収用法施行令に基づく公示による通知 (管理課) 3
	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) 4
	放置車両の確認等に関する事務の委託 (警察本部交通指導課) 5
調達公告	一般競争入札の実施 (畜産課) 6

告 示

鳥取県告示第106号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年4月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 2月28日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成18年 2月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人がいなネット
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小田 貢
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市河崎580

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、ボランティアなどの善意の団体、個人に対して、情報共有、情報の交換の場を提供し、ボランティア、助け合い、街づくりを推進する事業を行い、安心、安全、健全な社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年2月28日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団日翔会 理事長 湖山聖道	日野郡日野町根雨 909 - 1	医療法人社団日翔会 おしどり荘訪問介護 事業所	日野郡日野町根雨 909 - 1	平成15年4月1日

鳥取県告示第108号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成18年4月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年2月28日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成18年2月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひなたぼっこ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

寺本 真規

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市国府町宮下1262

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、知的障害者・知的障害児に対して、デイサービス等の居宅支援事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

6 定款の変更事項

目的、会議に関する事項、会計に関する事項及びその他の事業に関する事項

鳥取県告示第109号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前

通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年 2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧期間 平成18年 2月28日から同年 3月14日まで
- 2 縦覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課
米子市加茂町一丁目 1 米子市建設部都市整備課
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時まで

鳥取県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を平成18年 2月23日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
鳥取市湖山町北一丁目、湖山町北六丁目、湖山町東一丁目及び湖山町東二丁目地内
 - (2) 使用の部分
鳥取市湖山町東一丁目地内

公 告

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成18年 2月28日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
米子市上後藤六丁目1 - 10 川井ハイツB - 4号	荒嶋 勝
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1256 - 2	森本 安俊
滋賀県草津市平井四丁目5 - 18 三上荘	中田 孝恵
岡山県美作市湯郷176 - 1	瀬戸根 勝義
大阪府東大阪市大蓮南五丁目10 - 11	中島 民夫
東京都江戸川区中葛西三丁目34 - 13 ウェスタン葛西店	長田 茂
滋賀県草津市芦浦町34	中田 和久
奈良県天理市兵庫町447 - 1 岡部文化住宅	氏 秀子
鳥取市永楽温泉町509 永楽マンション201号	谷口 友也
鳥取市永楽温泉町509 永楽マンション201号	谷口 真由美
大阪府大阪市港区磯路三丁目16 - 18	櫻井 一恵

2 公示事項

篠田南谷川通常砂防工事に係る裁決申請事件に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づく平成18年2月17日付け審理の期日等の通知は、1に掲げる者の住所地に当人がいない、又は受取人不在のため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県土整備部管理課（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成18年2月28日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 審査に係る警備業務の種別及び級、実施期日、場所等

種別及び級	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬警備業務（1級） 施設警備業務（1級）	平成18年4月6日（木）	午前9時30分から 午後0時まで	鳥取市東町一丁目271鳥取県 警察本部庁舎5階大会議室
貴重品運搬警備業務（2級） 施設警備業務（2級）		午後2時から午後 4時30分まで	
交通誘導警備業務（1級）	平成18年4月11日（火）	午前9時30分から 午後0時まで	
交通誘導警備業務（2級）		午後2時から午後 4時30分まで	

2 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 審査定員

- (1) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級及び 2 級にあつては、それぞれ30人
- (2) 施設警備業務に係る 1 級及び 2 級にあつては、それぞれ40人
- (3) 交通誘導警備業務に係る 1 級及び 2 級にあつては、それぞれ50人

4 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第 7 条第 2 項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 貴重品運搬警備業務 (1 級)

検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 1 項に規定する検定 (以下「旧検定」という。) の貴重品運搬警備業務に係る 1 級に合格した者

(2) 貴重品運搬警備業務 (2 級)

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

(3) 施設警備業務 (1 級)

旧検定の常駐警備業務に係る 1 級に合格した者

(4) 施設警備業務 (2 級)

旧検定の常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 (1 級)

旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 (2 級)

旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

5 審査申請の受付期間

平成18年 3月27日 (月) から同月29日 (水) まで

ただし、3 の定員になり次第締め切る。

6 審査申請書の提出先

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵便等による審査申請書の提出は、認めない。

7 審査申請書の提出部数等

審査申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1 葉

(2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証 (以下「旧合格証」という。) の写し

(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 (所定の様式によること。)

8 受験に必要なもの審査を受ける者は、受検当日、旧合格証を必ず持参すること。

9 審査手数料

審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

10 審査についての問合せ先

各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0857 23 0110)

以下「新法」という。)第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認等に関する事務(以下「確認事務」という。)を次の放置車両確認機関に委託したので、新法第51条の12第1項の規定により公告する。

平成18年2月28日

鳥取警察署長 花 本 良 寛

- 1 放置車両確認機関の名称
富士総合警備保障株式会社
- 2 主たる事務所の所在地
鳥取市秋里405 - 1
- 3 確認事務を行う区域
鳥取警察署の管轄区域
- 4 確認事務を行う期間
平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 売払物件の内容
 - (1) 売払物件の名称及び数量
県和牛産肉能力検定委員会において種雄候補牛から育成除外された雄牛1頭
 - (2) 売払物件の詳細
牛 名 号 幸平茂
登 録 番 号 黒13905
生 年 月 日 平成15年3月7日
個 体 識 別 番 号 11864 - 7115 - 8
血 統 父 第20平茂 母 ふくたに2の2
母の父 安福 母の母 ふくたに2
母の父の父 安谷土井
 - (3) 引渡期限
平成18年3月24日(金)午後4時
 - (4) 引渡場所
東伯郡琴浦町大字松谷606鳥取県畜産試験場
 - (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該売払物件の取引を目的として購入しようとする場合にあっては、家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項に規定する免許を有している者であること。
- (3) 当該売払物件の飼養を目的として購入しようとする場合にあっては、当該売払物件の飼養が可能な国内の施設を有し、又は借り受けている者で、かつ、当該施設において現に牛を飼養している者であること。
- (4) 平成18年2月28日（火）から同年3月17日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県畜産試験場

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒689 - 2503 東伯郡琴浦町大字松谷606

鳥取県畜産試験場企画総務課

電話（代）0858 - 55 - 1362

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年2月28日（火）から同年3月6日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成18年3月15日（水）午後1時30分

鳥取県畜産試験場2階会議室

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月17日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午）

鳥取県畜産試験場2階会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年3月8日（水）午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがない

いと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 条件

(1) 転売の禁止等

落札者は、当該売払物件若しくはその精液を国外に移送し、又は国外で利用する目的を有する者に対し転売してはならない。

(2) 引渡し

落札者は、当該売払物件を1の(3)の引渡期限までに1の(4)の引渡場所で確実に引き取らなければならない。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

契約書の作成を要し、契約締結後、引渡しを受ける日の前日までに売買代金の全額を納入しなければならない。ただし、会計規則第111条第1項第3号の規定に基づき、買受人が代金を即納してその物件を引き取るときは、契約書の作成を省略することができる。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物件を購入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。